

協議第 25 号（継続協議）

行政連絡機構等の取扱いについて

行政連絡機構等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 6 月 27 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

行政連絡機構等の取扱いについて
<p>自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。</p> <p>広報配付システム等に関することについては、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。2 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	行政連絡機構等の取扱い			細項目	
事務事業名	行政連絡機構等に関する事、広報配付システム等に関する事			専門部会名	企画部会、総務部会
				分科会名	企画分科会、総務分科会
調整方針	<p>自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。</p> <p>広報配付システム等に関する事については、次のとおり調整する。</p> <p>1 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>2 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。</p>				
項目	事務事業の現況				具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町	
行政連絡機構等に関する事	<p>西条市連合自治会(379自治会)</p> <p>【報償費】 該当なし</p>	<p>東予市連合自治会(112自治会)</p> <p>【報償費】 該当なし</p>	<p>丹原町区長会(30地区)</p> <p>【報償費】 区長手当 均等割 45,000円/年 戸数割 200円/戸 (40,000円/年限度) 副区長手当 区長手当×0.2 部落長手当 均等割 3,000円/年 戸数割 200円/戸</p> <p>【特記的活動状況】 地域要望に関する事 転作の取りまとめに関する事 地域住民の福祉活動に関する事 上記以外の自治活動等に関する事</p>	<p>小松町連合自治会(27自治会)</p> <p>【報償費】 自治会長謝礼 定額15,000円/年</p> <p>【特記的活動状況】 放送塔等で住民へ周知</p>	<p>自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。</p>
広報配付システム等に関する事	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 市委託業者 自治会等</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 自治会等 住民</p> <p>一部郵送</p> <p>【配付報償費】 自治会等への謝礼 平坦部 @14円/部×12月 山間部 @14円/部×12月×1.5</p>	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 市 公民館文書配付員 広報員</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 広報員 住民</p> <p>一部郵送等</p> <p>【配付委託料】 広報員委託料 9戸まで 3,000円/年 10戸から15戸まで 3,500円/年 16戸から29戸まで 4,300円/年 30戸以上 4,800円/年</p>	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 町 職員 小組合長</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 小組合長 住民</p> <p>一部郵送</p> <p>【配付報償費】 小組合長への謝礼 @420円×戸数(1年)</p> <p>【放送責任者制度】 謝礼 @4,500円/年</p>	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 町 職員 組長</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 組長 住民</p> <p>【配付報償費】 組への謝礼 組割 @1,000円/年 戸数割 @ 250円/年</p>	<p>市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度においては、現行のとおりとする。</p>

先例地の事例

〔さぬき市〕

自治会・行政連絡機構の取扱い

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。

〔宇摩合併協議会〕

行政連絡機構(広報・広聴)

広報紙等の配布及び市と市民のパイプ役としての機能を併せた組織として、統一整備する。

〔南宇和合併協議会〕

行政連絡機構の取扱い(行政協力員等)

- 1 行政連絡機構(区長会)については現行のまま新町に引き継ぐ。
- 2 報酬等については、合併後調整する。
- 3 行政区に対する運営費補助については、新町において検討する。

〔静岡市〕

行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、当面現行どおりとし、合併後に町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。

ただし、広報紙等の配布の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民自治組織と協議の上、合併時まで、新市における取扱いを検討するものとする。

〔つくば市及び茎崎町合併協議会〕

行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

解説：行政連絡機構(区会・自治会など)は、急激な変化を緩和する必要性から、合併年度については、現行どおりとしましたが、新市における一体性の確保の観点からも速やかに調整し、統一に努めることにしました。